

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第18号

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例

瀬戸市火災予防条例（昭和37年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章から第5章まで <省略> <u>第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2－第42条の3）</u> 第6章及び第7章 <省略> 附則 （液体燃料を使用する器具）	目次 第1章から第5章まで <省略> 第6章及び第7章 <省略> 附則 （液体燃料を使用する器具）
第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)から(9)まで <省略> <u>(9の2) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合には、消火器の準備をした上で使用すること。</u> (10)から(13)まで <省略>	第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)から(9)まで <省略> (10)から(13)まで <省略>
2 <省略> （固体燃料を使用する器具）	2 <省略> （固体燃料を使用する器具）
第19条 <省略>	第19条 <省略>
2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から <u>第9号の2</u> までの規定を準用す	2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から <u>第9号</u> までの規定を準用する。

る。

(電気を熱源とする器具)

第21条 <省略>

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで並びに第9号及び第9号の2の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第22条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで並びに第9号及び第9号の2の規定を準用する。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理

(指定催しの指定)

第42条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しな

(電気を熱源とする器具)

第21条 <省略>

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第22条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定を準用する。

ればならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、

あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければ
ならない。

(1)から(5)まで <省略>

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多
数の者の集合する催しに際して行う露店等の
開設（対象火気器具等を使用する場合に限
る。）

あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければ
ならない。

(1)から(5)まで <省略>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する
催しについては、この条例による改正後の瀬戸市火災予防条例第42条
の2及び第42条の3の規定は適用しない。